



人権シンポジウム

『障害者の人権』が守られる

やさしいまちづくりを

北九州市障害福祉団体連絡協議会（障団連）主催

十二月十日（土）十三時
三十分よりウエルとばた多
目的ホールで北九州市障害
福祉団体連絡協議会（以下
障団連）主催による、千葉
県障害のある人の相談に関
する調整委員会委員長高梨
憲司氏を招き、「条例がで
きて、千葉はどう変わったの？」
と題したシンポジウムが行
われました。

「さわやか」から山田、
高原、貞谷が参加し、行政
や障団連加盟団体など約七
十名が参加しました。

初めに「北九州市手をつ
なぐ育成会」の中島和子副
会長から開会の挨拶があり
ました。

続いて障団連の高橋良彰
副会長より、「十二月は障



害者週間で、例年でしたら
街頭で啓発活動を行ってい
るところです。国連では、
障害者権利条約が作られ、
日本でもその批准にむけた
動きが進んでいます。

障団連でも北九州市で『障
害者の人権』が守られ、や
さしい街になったらいいな
という論議を続けてきました。
その中で、『障害者の人権』

は難しいと思われる方も多
いと思いますが、その事を
考える機会になる事を願っ
ています」と挨拶がありま
した。

第一部では、高梨憲司氏
より「障害者の権利条例が
できて、千葉県はどうかわ
ったのか」と題して講演が
ありました。

【障害とは】

・ 障害とは誰もが持ちうる
属性の一つ

・ 全国の障害者数は七二四
万人、人口の十八人に一人（中
途障害も含む）。もはや誰も
が障害者になりうる時代と
もいえます。

・ なにゆえ障害者は生活し
づらいのか

異なる属性を有する多数
派の人々が築いた社会環境と、
障害という属性を有する少
数派の人々との間の不調和
が要因ではないでしょうか。

・ 不調和を改善するには
障害のある人となし人との
互いの歩み寄りの努力の
他に、法や施策による後押
しが必要です。

・ 実行力を高めるには
外からの規制としての権
利条約、上からの拘束力と
しての差別禁止法、内なる
後押しとしての条例という
三位一体的な整備が必要です。

お知らせ

「さわやか」の
ホームページが
完成しました！

ホームページのアドレスは
<http://www.npo-sawayaka.net/>
となっています。

「さわやか」のニュースや、
福祉有償運送についてなど、
いろいろな情報を発信して
いきたいと思っています。
「さわやか」レディースによ
るブログも始
まりました。
よろしくお願
いします！



【千葉県の条例制定までの 取り組みとその経過に ついて】

二〇世紀後半におけるノ
ーマライゼイション思想の
普及によって障害者に対す
る人々の理解は大きく進展
しました。

しかし、以前として偏見や
誤解のために社会生活の様々
な場面で不利益を余儀なく
され、悲しい思いをしてい
る障害者は決して少なくあ
りません。

社会の中では、精神障害
の方達のように障害が周囲
の人達に分かってしまうと即
差別を受けやすいので、隠
していたほうが良いという
風潮があります。

でも、精神障害を周囲に
明らかにして、そこに胸を
張って生きられるような社
会にしていかなければ、誰
もがあまりのままだに過す事
ができません。

二〇〇四年に、堂本千葉

県知事が将来の千葉県の地
域福祉像として「誰もがあ
りのままにその人らしく生
きる」事を掲げました。

その中で、「千葉県障害
者計画」などにおいて、「国
に障害者差別禁止法の制定
を働きかけると共に、千葉
県独自の条例制定を検討する」
と明記されました。

この条例の理念を実現す
る為に障害者差別をなくす
べく千葉県から国にメッセ
ージを送ろうという考えで
条例を作る取り組みを始め
ました。

二〇〇四年秋に、県民か
ら「障害の差別と思われる
事例」を募集したところ、
日常生活の広範な分野にわ
たる八〇〇余の事例が寄せ
られました。（裏面につづく）

事務局より

年末年始のお知らせ

12月29日から

1月4日まで

事務局及び送迎は

休ませていただきます



これを用いて調査をする事をこの議論の出発点にしようという事で、二〇〇五年一月に差別に解消に向けた具体的な検討を行う為に、公募による委員からなる「障害者差別を無くすための研究会」が設置されました。そして関係機関や団体に対するヒヤリングを実施するなど条例案づくりを進め、二〇〇六年十月に条例案が可決されました。

障害者権利条約の批准に向けた国の法律制定を

千葉県の条例制定の意義は十分に完璧ではありません。それは、国の法律を超えられないことと、障害者差別に関する県民の認識不足にあるということです。

また、議論の発端が県民から寄せられた事例を中心に積み上げてきたので、身近な生活問題が中心になります。

その為に、障害のある人が社会生活の中で、障害のない人と同等な権利を行使し、



生活を営むことを可能とするための司法や行政手続き、福祉サービスの質や量等には触れていません。障害のある方の「生存権」を保障するということから考えると、「障害者権利条約の批准」に向けた国の法律の制定が必要になってきます。

受ける福祉ではなく

自ら作り出す福祉へ

「障害のある人もない人も当たり前にいる」という国民文化が醸成されるのが誰もが願う最終目標ではないでしょうか。

これからの福祉は、「受ける福祉ではなく、自ら作り出す福祉へ変わらなければなりません」という言葉で講演を締め括られました。

今年も

インフルエンザが流行し始めました

この時季、毎年このことですが、また、インフルエンザが流行り始めました。

今年も、それに加えて、マイコプラズマ肺炎も流行っているそうです。

皆様におかれましては、体力をつけてこの時季を乗り切ってください。

現在活動中のボランティア

休憩を挟み、第二部では、「もつと聞きたい！千葉県は今。これからどうする!? 北九州」と題して意見交換会が行われました。

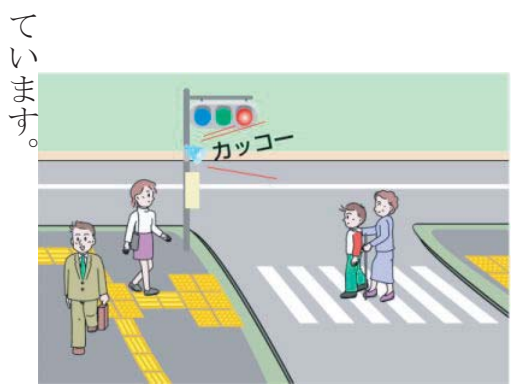
発言者として高梨憲司氏が再び壇上に上がり、障団体の人権部会長竹田英樹氏と常任委員の田中雄平氏の進行で始まりました。

そこで、休憩時間に出席者の方々から書いてもらった質問や疑問に高梨氏に答えていただきました。

Q&A

Q・実際の調整委員会であがっている事例などを教えてください。

A・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」における課題が十三個上げられました。



ています。

一、コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮

二、障害者用駐車スペースの適正な利用

三、病院や飲食店等における身体障害者補助犬の受け入れ

四、預金の引き出し等行なう際の金融機関の配慮

五、障害の状況に応じた職場での配慮

六、障害のある人が使いやすいトイレの設置推進

七、障害のある人に対する不動産の賃貸

八、店舗での買い物と移動の介助

九、音響式信号機の音声誘導ルール

十、保育所等における障害児への配慮

十一、学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮

十二、サービス提供に当たっての安全確保

十三、建物等バリアフリー化の推進

Q・国は法律を作ろうと動いたり、各地域では条例づくりに取り組んでいます。これについての考え方や役割などがあれば教えてください。

A・国で法律が出来た以上は、条例を外す方向で考えています。

私達（千葉県）の役割は国を先頭とする目的をもっていたので、法律が国の方でいきていけば結構だと思いません。

そして、国の法律が出来てきた時に、どれくらい条例が残るのかと思います。法律が整備されたとしても、地域住民の意識改革を目指す条例がその意義を失うことはないでしょう。

などと詳しく丁寧に説明をして頂きました。

その後、シンポジウムは十六時に終了しました

今年も、自然の恐ろしさを目の当たりにした年でした。

今年も、皆様には大変お世話になりました。

来年も、よろしくお願いたします。（事務局一同）

